

<パワーフレックス規約集>

■ 2026年3月29日(日)よりパワーフレックス規約集を以下の通り改定いたします。

■ 改定日:2026年3月29日

■ 改定規定

- ・ パワーフレックス口座取引共通規定
- ・ パワーフレックス口座円貨預金規定
- ・ パワーダイレクト取引規定
- ・ <振込関連規約>振込規定(個人用)
- ・ 個人のお客さまの個人情報のお取り扱いについて

■ 変更・追加(削除)する文言は**朱書き**

<パワーフレックス口座取引共通規定>(P.1)

改定前	改定後
<p>1. パワーフレックス取引</p> <p>(3)この取引については、第1項の取引またはサービスの一部のみの申込み、解約はできません(ただし SBI ハイパー預金および金融商品仲介サービスを除く。)。また、未成年のお客さままたは補助・保佐・後見が開始されたお客さま(以下これらを「未成年者等」といいます。)との取引を承諾する場合には、当行所定の手続をおとりいただいたうえ、一部の取引を制限することがあります。</p>	<p>1. パワーフレックス取引</p> <p>(3)この取引については、第1項の取引またはサービスの一部のみの申込み、解約はできません(ただし、SBI ハイパー預金および金融商品仲介サービスについては、利用にあたり個別の申込みが必要となり、当該申込みに係る契約が成立した時点でこの取引として扱われます。また、この取引を継続したまま SBI ハイパー預金のみを休止し、または金融商品仲介サービスのみを解約することが可能です。)。また、未成年のお客さままたは補助・保佐・後見が開始されたお客さま(以下これらを「未成年者等」といいます。)との取引を承諾する場合には、当行所定の手続をおとりいただいたうえ、一部の取引を制限することがあります。</p>
<p>2. 申込み</p> <p>(1)申込み方法</p> <p>①この取引を申し込まれるときは、当行所定の申込書に必要事項を記入し、当行所定の本人確認書類を添付して提出してください(当行所定の方法により、当行所定のコンピュータ端末により申し込むこともできるものとします。)。なお、この申込みは、原則として前条1項各号の取引およびサービスのうち、SBI ハイパー預金、</p>	<p>2. 申込み</p> <p>(1)申込み方法・暗証番号の登録</p> <p>①この取引を申し込まれるときは、当行所定の申込書に必要事項を記入し、当行所定の本人確認書類を添付して提出してください(当行所定の方法により、当行所定のコンピュータ端末により申し込むこともできるものとします。)。なお、この申込みは、原則として前条1項各号の取引およびサービスのうち、SBI ハイパー預</p>

<p>金融商品仲介サービスを除くすべての取引およびサービスの申込みとして取扱います。</p> <p>② 申込みの際して、お客さまにはカード、パワーコール、パワーダイレクトならびに当行所定の取引およびサービスの利用に必要な暗証番号を登録していただきます。お客さまに窓口での直接入力による登録その他の方法により暗証番号を登録していただかない場合には、当行が決定した暗証番号を郵送によりお客さまにお知らせします。</p> <p>③ パワーダイレクトの利用には、当行の指示に従い、専用のパスワード(以下「パワーダイレクトパスワード」といいます。)および当行へ届出している電話番号に対して通知するワンタイムパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)が必要となります。パワーダイレクト所定の画面において、口座番号を入力し、パワーダイレクトパスワードを登録してください。なお、パワーダイレクトパスワードは、本人確認のための非常に重要な番号ですので、第三者に開示せず厳重に管理してください。また、パワーダイレクトパスワードおよびワンタイムパスワードは、所定の回数以上連続して間違えますと、パワーダイレクトサービスの利用が停止され、ワンタイムパスワードの場合はワンタイムパスワードでの認証が必要な取引が停止されます。停止を解除するためには、店頭またはパワーコールで解除手続きをいただく必要がありますのでご注意ください。</p> <p>④ お客さまの申込みを当行が承諾したときは、当行所定のカードを発行します。当行本支店でこの取引を利用されるときは、必ずこのカードを提出してください。なお、カードを提出されない場合には、当行所定の本人確認手続きにより当行が承認した場合を除き、取引を受け付けません。</p> <p>⑤ (省略)</p>	<p>金、金融商品仲介サービスを除くすべての取引およびサービスの申込みとして取扱います。</p> <p>② お客さまの申込みを当行が承諾したときは、口座番号が記載された当行所定のカードがお客さま宛てに送付されますので、カードを受領したお客さまは、当行の指示に従い、この取引に必要な暗証番号を登録ください。暗証番号は、お客さまご自身で、コンピュータ端末を用いてパワーダイレクトの初回ログイン画面から、カード記載の口座番号など当行所定の事項を入力し、パワーダイレクト専用のパスワード(以下「パワーダイレクトパスワード」といいます。)とともにご登録いただきます(ただし、当行が提供するスマートフォン向けアプリ「SBI 新生銀行アプリ」では暗証番号およびパワーダイレクトパスワードの登録を行うことはできません。)。お客さまからお申し出があった場合には、当行が決定し郵送した暗証番号をこの取引に用いることができます。また、店頭にて当行所定の本人確認書類を提出して申込みを行う場合には、ご希望により店頭で暗証番号を登録することも可能です。</p> <p>③ 暗証番号は、本人確認のための非常に重要な番号ですので、第三者に開示せず厳重に管理してください。また、暗証番号を所定の回数以上連続して間違えますと、暗証番号での認証が必要な取引が停止されます。停止を解除するためには、店頭またはパワーコールで解除手続きをいただく必要がありますのでご注意ください。</p> <p>④ 当行本支店でこの取引を利用されるときは、必ずカードを提出してください。カードを提出されない場合には、当行所定の本人確認手続きにより当行が承認した場合を除き、取引を受け付けません。</p> <p>⑤ (現行通り)</p>
<p>9. 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>(1) 次の各号に掲げるものまたは権利等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>①～③(省略)</p> <p>④ 当行へ届出している電話番号およびワンタイムパスワードのほか当行が指定するもの</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>9. 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>(1) 次の各号に掲げるものまたは権利等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>①～③(現行通り)</p> <p>④ 当行へ届出している電話番号のほか当行が指定するもの</p> <p>(2) (現行通り)</p>

以上

<パワーフレックス口座円貨預金規定>(P.6)

改定前	改定後
<p>I.【普通預金】</p> <p>1. 普通預金の払戻し (1)～(4)(省略) (5)当行本支店窓口での預入れおよび払戻しにあたっては、当行所定の場合を除き現金はお取扱いしません。また、当行本支店窓口での小切手・証券類のお取扱いにも当行所定の制約があります。</p>	<p>I.【普通預金】</p> <p>1. 普通預金の払戻し (1)～(4)(現行通り) (5)当行本支店窓口での現金、小切手その他証券類の預入れおよび払戻しは、当行所定の場合に限り受け付けます。なお、小切手その他の証券類のお取扱いは2026年3月31日をもって終了します。</p>
<p>4. 証券類の受入れ (1)この預金口座の預入れには、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)として当行が定めるものも受入れます。</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>	<p>4. 証券類の受入れ ※ 証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、本条も同日をもって効力を失います。 (1)この預金口座の預入れには、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)として当行が定めるものも受入れます。 (2)～(5)(現行通り)</p>
<p>6. 受入証券類の決済、不渡り (1)この預金口座に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。 なお、証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を入金日として利息計算等の手続きを行いません。 (2)～(3)(省略)</p>	<p>6. 受入証券類の決済、不渡り ※ 証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、本条も同日をもって効力を失います。 (1)この預金口座に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。 なお、証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を入金日として利息計算等の手続きを行いません。 (2)～(3)(現行通り)</p>
<p>II.【定期預金および大口定期預金】</p> <p>4. 証券類の受入れ (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)(省略)</p>	<p>II.【定期預金および大口定期預金】</p> <p>4. 証券類の受入れ ※ 証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、本条も同日をもって効力を失います。 (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)(現行通り)</p>
<p>III.【特別預金】</p> <p>5. 証券類の受入れ (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)(省略)</p>	<p>III.【特別預金】</p> <p>5. 証券類の受入れ ※ 証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、本条も同日をもって効力を失います。</p>

	(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)(現行通り)
IV.【2週間満期預金】 4. 証券類の受入れ (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)(省略)	IV.【2週間満期預金】 4. 証券類の受入れ ※ 証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、本条も同日をもって効力を失います。 (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)(現行通り)

以上

<パワーダイレクト取引規定>(P.19)

改定前	改定後
<p>1. パワーダイレクトのサービス内容</p> <p>パワーダイレクト(以下「本サービス」といいます。)は、利用者ご本人が、コンピュータ端末(インターネットに接続および閲覧可能な当行所定の端末(パソコン、スマートフォン))に限ります。また、スマートフォン向けアプリ(以下、当行が提供するスマートフォン向けアプリケーション「SBI 新生銀行アプリ」を「本アプリ」といいます。)による利用を含みます。以下、この規定において同じ。)を用いた依頼により、次のインターネットバンキングサービス・取引を含め、当行所定のサービス・取引を行う場合に利用できるものとします。また、パワーダイレクトを利用して金融商品仲介サービスを行うためには、利用者が、予め提携証券会社において金融商品仲介口座を開設していただく必要があります。さらに、本サービスを通じた個人年金保険にかかるご契約のお申込は当行が募集代理店としてこれを取扱い、当行が別途代理店委託契約を締結した保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)における保険契約引受の決定がなされると、利用者引受保険会社との間に保険契約が締結されることとなります。さらに、カードローン取引を行うためには、当行の承諾を得て、カードローン専用口座を開設していただく必要があります。なお、コンピュータ端末の種類等により利用できるサービスは異なり、当行所定の一部のサービスは本アプリでは利用できず、また当行所定の一部のサービスは本アプリでのみ利用することができます。サービスの種類・内容は、当行都合により改廃することがあります。</p>	<p>1. パワーダイレクトのサービス内容</p> <p>パワーダイレクト(以下「本サービス」といいます。)は、利用者ご本人が、コンピュータ端末(インターネットに接続および閲覧可能な当行所定の端末(パソコン、スマートフォン))に限ります。また、スマートフォン向けアプリ(以下、当行が提供するスマートフォン向けアプリケーション「SBI 新生銀行アプリ」を「本アプリ」といいます。)での利用を含みます。以下、この規定において同じ。)を用いて、次のインターネットバンキングサービス・取引を含め、当行所定のサービス・取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。なお、コンピュータ端末の種類等により利用できるサービスは異なり、当行所定の一部のサービスは本アプリでは利用できず、また当行所定の一部のサービスは本アプリでのみ利用することができます。サービスの種類・内容は、当行都合により改廃することがあります。</p>

<p>(3)金融商品仲介サービス パワーダイレクトを通じて利用する SBI証券およびマネックス証券(以下「提携証券会社」といいます。)を委託金融商品取引業者とする金融商品仲介サービス。</p>	<p>(3)金融商品仲介サービス SBI証券およびマネックス証券(以下「提携証券会社」といいます。)を委託金融商品取引業者とする金融商品仲介サービス。利用にあたっては、予め提携証券会社において金融商品仲介口座を開設していただく必要があります。</p>
<p>(4)個人年金保険募集サービス 利用者が引受保険会社との間で個人年金保険契約を締結するに際して、当該引受保険会社の保険契約募集の媒介を行う当行が、パワーダイレクトを通じて個人年金保険契約の申込を受け付けるサービス。</p>	<p>(4)個人年金保険募集サービス 当行が別途代理店委託契約を締結した保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)に対する個人年金保険契約の申込を、当該引受保険会社の保険契約募集の媒介を行う当行が受け付けるサービス。当該申込は当行が募集代理店としてこれを取扱い、引受保険会社における保険契約引受の決定がなされると、利用者と引受保険会社との間に保険契約が締結されることとなります。</p>
<p>(6)カードローン取引 ①カードローン専用口座開設申込受付 利用者が当行にカードローン専用口座を開設するに際して、パワーダイレクトを通じてその申込みを受け付ける取引。 ②～③(省略)</p>	<p>(6)カードローン取引 当行の承諾を得て、カードローン専用口座を開設していただく必要があります。 ①カードローン専用口座開設申込受付 利用者が当行にカードローン専用口座を開設するに際して、パワーダイレクトを通じてその申込みを受け付ける取引。 ②～③(現行通り)</p>
<p>3. 使用できる機器・サービス (1)本サービスを利用するに際して使用できる端末の種類は、当行所定のコンピュータ端末に限ります。また本サービスを利用する端末は、利用者の負担および責任において利用者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。 (2)本サービスを本アプリから利用いただく場合、利用者は、本規定を十分に理解し、同意のうえ、本アプリをダウンロードするものとします。なお、当行は利用者の承諾および利用者への通知なしに、いつでも本アプリの提供の中止、内容変更、本アプリのバージョンアップを行なうことができます。</p>	<p>3. 使用できる機器・環境 本サービスを利用するに際して使用できる端末の種類は、当行所定のコンピュータ端末に限ります。また本サービスを利用する端末は、利用者の負担および責任において利用者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し、これを維持するものとします。本サービスを利用するにあたっては、当行ホームページに掲載されている本サービスをご利用いただける利用者の条件や本アプリの動作環境を必ずご確認ください。 (2)(削除)</p>
<p>7. パワーダイレクトパスワード等 本サービスは、当行の指示に従って、口座番号および本サービスのために新たに登録したパワーダイレクト専用のパスワード(以下「パワーダイレクトパスワード」といいます。)を入力することによりログインすることが出来ます。 なお、パワーダイレクトパスワードは、パワーダイレクトにおいて利用口座の口座番号、当行へ届出している電話番号、ワンタイムパスワードおよび生年月日など当行所定の事項を入力し、「パワーダイレクトパスワード登録画面」にてご登録のうえご利用ください。</p>	<p>7. 本サービスへのログイン (1)本サービスの初回ログインにあたり、3桁の店番号と7桁の口座番号からなる10桁の番号(以下「口座番号」といいます。)、生年月日、登録携帯電話番号(当行所定の方法で予め登録いただいた携帯電話番号をいい、以下同様とします。)に対して通知するワンタイムパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)など当行所定の事項を入力し、パワーダイレクト専用のパスワード(以下「パワーダイレクトパスワード」といいます。)を登録いただきます。本サービスの初回ログインは、本アプリ以外で行っていただく必要があります。</p>

	<p>(2)パワーダイレクトパスワード登録後は、当行の指示に従って、口座番号およびパワーダイレクトパスワードを入力することにより本サービスにログインすることができます。</p> <p>(3)本アプリで本サービスにログインする場合には、前項の規定にかかわらず、初回のみ口座番号およびパワーダイレクトパスワードの入力が必要となりますが、次条に定めるスマホ認証端末の認証登録完了後は、次条第(1)項に定める生体認証、またはスマホ認証端末に入力された番号、記号等があらかじめ当該スマホ認証端末にパスコードとして登録された番号、記号等と一致したことの確認(以下、「パスコード認証」といいます。)がなされたことをもってログインすることができます。スマホ認証端末の認証登録完了後は、本アプリでは、口座番号およびパワーダイレクトパスワードの入力によるログインはできませんので、ご注意ください。</p>
<p>8. (新設)</p>	<p>8. スマホ認証端末の認証登録</p> <p>(1)本アプリで本サービスを利用する(第 12 条第(2)項に基づく資金移動等取引の承認通知を含みます。)には、利用者自身のスマートフォン端末に本アプリをインストールして前条第(3)項に従いログインし、本アプリ内で当該端末での生体認証および当行所定の方法によるオンライン本人確認を完了し、当行において当該端末を認証登録する必要があります(以下、認証登録済みのスマートフォン端末を、「スマホ認証端末」といいます。)。ここでいう生体認証とは、スマートフォン端末の当行所定の機能により、当該端末にあらかじめ登録された生体情報(指紋、顔等の身体の一部の特徴のうち当行所定のもの)をいい、以下「生体情報」といいます。)と、当該端末の機能により読み取られた生体情報との一致を確認することをいいます。</p> <p>(2)スマホ認証端末は、生体情報に関する当行所定の認証機能に対応している必要があります。また、利用者においてあらかじめご自身の生体情報を当該端末に登録する必要があります。また、本サービスの利用のために登録できるスマホ認証端末は、1 口座につき 1 台とし、複数のスマホ認証端末を登録することはできません。また、1 台を複数の口座に対するスマホ認証端末として登録することもできません。したがって、複数の親権者や後見人が 1 つの口座を管理する必要がある場合には、スマホ認証端末の認証登録を行わずに本サービスをご利用いただくことを推奨します。</p> <p>(3)以下の場合、当行は第(1)項に定めるスマホ認証端末の認証登録をお断りする場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本アプリを提供することが技術上その他の理由により困難なとき ②利用者が本条第 3 条に定める動作環境を有していないとき ③その他当行が適当でないと判断したとき

(4)本アプリの著作権その他の各知的財産権は、当行または当行が許諾を受ける各権利者に帰属します。

(5)当行は、本アプリを通じた本サービスの提供にあたり、スマホ認証端末に登録された生体情報自体の取得は行わず、生体情報の管理責任・義務を負いません。また、当行は、スマートフォンの生体認証の確実性等を保証するものではありません。

(6)当行は利用者の承諾および利用者への通知なしに、いつでも本アプリの提供の中止、内容変更、本アプリのバージョンアップを行なうことができます。

(7)スマホ認証端末の紛失、故障、使用停止や生体認証機能の不具合等により利用者が希望する場合は、スマホ認証端末の認証登録を解除することができます。解除する場合は、当行所定の方法により手続きを行ってください。

(8)スマホ認証端末について機種変更を行う場合、機種変更後のスマートフォン端末にて、本アプリをダウンロードしたうえで本条第(1)項に従いスマホ認証端末の認証登録手続きを行ってください。機種変更後の端末がスマホ認証端末として認証登録された時点で、機種変更前の端末はスマホ認証端末として本アプリでの本サービス利用ができなくなります。

(9)スマホ認証端末から本アプリを削除した場合、当該スマホ認証端末では、本アプリでの本サービスの利用ができなくなり、第12条第(2)項に定める資金移動等取引の承認通知も行うことができなくなるため、本サービスによる資金移動等取引自体ご利用いただけなくなります(スマホ認証端末の認証登録が解除されるまでは、ワンタイムパスワードの入力による承認通知も行うことができません。)。本アプリでの本サービスの利用および本サービスでの資金移動等取引を再開するには、お持ちのスマートフォン端末につき、改めて第(1)項に定める手続きを行いスマホ認証端末の認証登録を行ってください。

(10)利用者は、本アプリをインストールしたスマートフォンを処分する場合、その他本アプリの使用を終了する場合、本アプリを必ず削除するものとします。

8. 本人確認

(1)本サービスにログインするにあたり、利用者は、当行の指示に従って、パワーダイレクト画面上にて3桁の店番号と7桁の口座番号からなる10桁の番号(以下「口座番号」といいます。)およびパワーダイレクトパスワードをコンピュータ端末より入力してください。入力された口座番号およびパワーダイレクトパスワードと当行で登録しているそれらの番号・文字とが各々一致したことを当行にて確認した場合は、入力した者を利用者本人と見なし、サービス・取引の取扱いをいたします。なお、サービス・取引の種類によって、その取扱いにあたり、暗証番号、登録携帯電話番号(当行所定の方法で予め登録いただいた携帯電話番号をいい、以下同様としま

9. 本人確認

(1)本サービスのログイン時に入力された口座番号およびパワーダイレクトパスワードと当行で登録しているそれらの番号・文字とが各々一致したことを当行にて確認した場合は、入力した者を、また、スマホ認証端末において生体認証またはパスワード認証がなされた場合は当該スマホ認証端末を操作した者を、利用者本人と見なし、サービス・取引の取扱いをいたします。なお、サービス・取引の種類によって、その取扱いにあたり、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日およびワンタイムパスワードなど所定の事項の入力、生体認証その他、当行が別途定める追加の本人確認を要する場合があります。

<p>ず。)、生年月日およびワンタイムパスワードなど所定の事項の入力その他、当行が別途定める追加の本人確認を要する場合があります。</p> <p>(2) 当行所定の方法によりコンピュータ端末より入力された口座番号、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日およびワンタイムパスワードなどと、当行に登録してある口座番号、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日およびワンタイムパスワードなどとの一致を確認して取扱いしましたうえは、これらの番号・文字につき不正使用その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。パワーダイレクトパスワード、暗証番号およびワンタイムパスワードは利用者本人の責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭うことがないように十分に注意してください。パワーダイレクトパスワード、暗証番号またはワンタイムパスワードが盗用された疑いがあるときは、直ちに当行が「パワーコール」という名称で表記する電話番号により接続される電話センター(以下「当行コンタクトセンター」といいます。))にご連絡ください。</p> <p>①、②新設</p> <p>(3) パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日またはワンタイムパスワードの入力を所定の回数連続して間違えた場合、本サービスの全部または一部の利用を停止します。停止された本サービスの全部または一部の利用を再開するためには、パワーダイレクトパスワードまたは暗証番号の変更あるいは利用停止解除手続を行ってください。</p> <p>(4)～(5)(省略)</p>	<p>(2) 当行所定の方法によりコンピュータ端末より入力された口座番号、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日およびワンタイムパスワードなどと、当行に登録してある口座番号、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日およびワンタイムパスワードなどとの一致、また、スマホ認証端末での生体認証またはパスコード認証の完了を確認して取扱いしましたうえは、以下の各事由その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>① 利用者が管理する口座番号、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日もしくはワンタイムパスワードなどの届出情報、またはスマホ認証端末、生体情報もしくはパスコードにつき、盗難、不正使用、盗用があったこと。</p> <p>② 利用者が当行または利用端末に届出もしくは登録した情報に虚偽もしくは誤りがあったこと、または届出もしくは登録が適時に行われなかったこと。</p> <p>(3) パワーダイレクトパスワード、暗証番号、登録携帯電話番号、生年月日、ワンタイムパスワードの入力を所定の回数連続して間違えた場合、本サービスの全部または一部の利用を停止します。停止された本サービスの全部または一部の利用を再開するためには、パワーダイレクトパスワードまたは暗証番号の変更あるいは利用停止解除手続を行ってください。また、スマホ認証端末にて所定の回数にわたり生体認証またはパスワード認証による本人確認ができなかった場合、当該端末の設定により、本サービスの全部または一部の利用が制限されます。</p> <p>(4)～(5)(現行通り)</p>
<p>9. 当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの管理等</p> <p>(1) 当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードは他人に使用されないよう保管してください。当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードが、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合には、当行コンタクトセンターに申し出るなどすみやかに通知してください。この通知を受けたときは、直ちにパワーフレックス取引共通規定8(2)に定める普通預金の払戻し停止などの措置を講じます。</p> <p>(2) 当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの盗難にあった場合には、第1項に定める通知をしてください。</p> <p>(3)(新設)</p>	<p>10. 届出情報、パスワードおよび端末等の管理等</p> <p>(1) 当行へ届出している電話番号(登録携帯電話番号を含みますが、これに限られません。以下、「届出電話番号」といいます。)、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、ワンタイムパスワード、登録携帯電話番号に関する携帯電話端末、ならびにスマホ認証端末、生体情報およびそのパスコードは、本人確認のための非常に重要ですので、他人に教えたり使用させたり、盗難・紛失・盗用(以下「盗難等」といいます。)に遭うことがないように、利用者本人の責任において厳重に管理、保管してください。また、スマホ認証端末には、利用者以外の生体情報を登録されることのないよう厳重に管理してください。</p> <p>(2) 届出電話番号、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、ワンタイムパスワード、登録携帯電話番号に関する携帯電話端末、スマホ認証端末、生体情報またはパスコードについて、盗難等に遭った場合、またはそれらのおそれが生じた場合には、直ちに当行が「パワーコール」という名称で表記する電話番号により接続される電</p>

	<p>話センター(以下「当行コンタクトセンター」といいます。)に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにパワーフレックス取引共通規定 8(2)に定める普通預金の払戻し停止などの措置を講じます。</p> <p>(3)届出電話番号、パワーダイレクトパスワード、暗証番号、ワンタイムパスワード、登録携帯電話番号に関する携帯電話端末、スマホ認証端末、生体情報またはパスワードの盗難等により、他人に不正利用され生じた払戻しについては、当行はその損害についてなんらの補てん責任を負いません。</p>
<p>10. 盗難された当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードによる払戻し等</p> <p>当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの盗難により、他人に不正利用され生じた払戻しについては、当行はその損害についてなんらの補てん責任を負いません。当行へ届出している電話番号、当行へ届出している電話番号に関する携帯電話およびワンタイムパスワードの管理については十分にご注意ください。</p>	<p>(削除)</p>
<p>10の2. 生体認証機能</p> <p>(1)本アプリをインストールしたスマートフォンが、生体情報(指紋、顔等の身体の一部の特徴のうち、当行所定のものを用い、以下「生体情報」といいます。)に関する当行所定の認証機能(以下「生体認証機能」といいます。)に対応している場合には、利用者は、本アプリにより本サービスにログインする際に、パワーダイレクトパスワード等の都度入力による本人確認の方法に代えて、すでに当該方法による本人確認を行っていることをスマートフォンの生体認証機能による認証後に当行に送信される情報によって確認する方法によることができます。</p> <p>(2)当行は、スマートフォンに登録された生体情報自体の取得は行わず、生体情報の管理責任・義務を負いません。</p> <p>(3)当行は、スマートフォンの生体認証機能による確認の確実性等を保証するものではありません。</p> <p>(4)本アプリをインストールしたスマートフォンに、利用者以外の生体情報を登録されることのないよう厳重に管理してください。</p> <p>(5)本アプリをインストールしたスマートフォンに登録された生体情報の偽造、盗用もしくは不正使用、スマートフォンの盗用、または、第三者による使用や不正アクセス等により利用者に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p>	<p>(削除)</p>
<p>11. 不正利用に対する補償</p> <p>(1)第8条第(1)項、第10条および第10条の2の規定にかかわらず、本サービス(第1条第(4)項(個人年金保険募集サービス))に規定するサービスおよびこのサー</p>	<p>11. 不正利用に対する補償</p> <p>(1)第9条第(2)項、第10条の規定にかかわらず、本サービス(第1条第(4)項(個人年金保険募集サービス))に規定するサービスおよびこのサービスにか</p>

<p>ビスにかかる第1条第(5)項に規定するサービス(変更サービス)を除きます。)の不正利用により生じた払戻しまたは引き落としにより利用者に当該払戻しまたは引き落としにかかる損害(手数料や利息を含みます。)が生じた場合には、当行は、利用者からの請求により、当行所定の基準に従いその損害の全部または一部の額を補てんすることがあります。</p> <p>(2)(省略)</p>	<p>条第(5)項に規定するサービス(変更サービス)を除きます。)の不正利用により生じた払戻しまたは引き落としにより利用者に当該払戻しまたは引き落としにかかる損害(手数料や利息を含みます。)が生じた場合、当行は、利用者からの請求により、当行所定の基準に従いその損害の全部または一部の額を補てんすることがあります。</p> <p>(2)(現行通り)</p>
<p>12. 資金移動取引の依頼・受付・成立</p> <p>(1)資金移動取引の依頼方法</p> <p>本サービスにおける資金移動取引(カードローン借入取引およびカードローン返済取引を含みます。以下本条において同じ。)の依頼は、利用者がコンピュータ端末より入力し、第8条における本人確認手続を経た後に、当行所定の方法で依頼する取引の内容を正確に入力し、当行に伝達されることで行われるものとします。</p> <p>(2)依頼内容の確認</p> <p>当行が資金移動取引の依頼を受付けた場合、その依頼内容を画面上に表示しますので、利用者は、その内容が正しい場合には、当行が画面上で指定する方法により確認した旨を当行に回答してください。</p> <p>(3)依頼内容の確定</p> <p>①前項(2)の回答が当行に到達した時点で、その依頼内容が確定したものとします。</p> <p>②振替取引、定期預金入金取引、2週間満期預金入金取引、特別預金振替取引、カードローン借入取引、カードローン返済取引および SBI ハイパー預金振替取引については、前項(2)の回答が到達した当日付で払戻しおよび入金の手続きを行います。ただし、同一口座内の振替を除く振替取引においては当行所定の当日処理受付時限を過ぎて到達したときには、入金のみ翌営業日(全銀内国為替システム稼働日に限ります。)の手續きとなります。その場合、到達日に引き落としした資金には付利しません。</p> <p>③振込取引については、前項(2)の回答が当行所定の当日処理受付時間内に当行に到達した場合には、当日付で振込の手續きを行いません。また、前項(2)の回答が所定の当日処理受付時限を過ぎて当行に到達した場合には、翌営業日(全銀内国為替システム稼働日に限ります。)付で振込通知の発信を行いません。その場合、到達日に引き落としした資金には付利しません。</p> <p>④資金移動取引については、その依頼内容が確定した後に依頼の取消・変更はできません。ただし、入金先が利用口座以外の当行内口座の場合(ただし、こゝら送金取引を除きます。)、または振込取引において当行の送金処理前である場合は、依頼の取消が可能です。なお、本サービスでは組戻手続はできません。</p>	<p>12. 資金移動等取引の依頼・受付・成立</p> <p>(1)資金移動等取引の依頼方法</p> <p>本サービスのうち資金移動取引、カードローン借入取引、カードローン返済取引その他当行所定の取引(以下、「資金移動等取引」といいます。)の依頼は、第9条における本人確認手続を経た後に、利用者が当行所定の方法で依頼する取引の内容を正確に入力し、その依頼内容が当行に伝達されることで行われます。ただし、パスコード認証によりログインした本アプリ内で行った資金移動等取引の依頼については、取引内容の入力時に行われる生体認証の完了により当該依頼内容が当行に伝達されます。</p> <p>(2)依頼内容の承認</p> <p>当行が資金移動等取引の依頼を受付けた場合、その依頼内容を画面上に表示しますので、利用者は、その内容が正しい場合には、当該資金移動等取引の内容を承認した旨を当行に通知してください(以下、そのような通知を「承認通知」といいます。)。承認通知は、スマホ認証端末の認証登録を行っていない場合は、コンピュータ端末画面上での当行の指示に従いワンタイムパスワードなど所定の事項を入力する方法、スマホ認証端末の認証登録後は、当該スマホ認証端末において生体認証を経て当該資金移動等取引につき承認の操作を行う方法により行います。ただし、本アプリ内で資金移動等取引の依頼を行った場合には、承認通知は不要となります。</p> <p>(3)依頼内容の確定</p> <p>①前項に定める承認通知、または本アプリ内で行った資金移動等取引の依頼が当行に到達した時点で、その依頼内容が確定したものとします。</p> <p>②振替取引、定期預金入金取引、2週間満期預金入金取引、特別預金振替取引、カードローン借入取引、カードローン返済取引および SBI ハイパー預金振替取引については、前号に従い依頼内容が確定した当日付で払戻しおよび入金の手続きを行います。ただし、同一口座内の振替を除く振替取引においては当行所定の当日処理受付時限を過ぎて到達したときには、入金のみ翌営業日(全銀内国為替システム稼働日に限ります。)の手續きとなります。その場合、到達日に引き落としした資金には付利しません。</p>

<p>(4) 資金および振込手数料の引き落とし</p> <p>① 資金移動取引において、利用口座からの資金および振込手数料の引き落としは、払戻請求書・カード等の提出を要することなく自動引き落としできるものとします。</p> <p>② 前④における資金および振込手数料の引き落としは、振込取引の手続が翌営業日付で行われる場合においても利用者が依頼した日に行ないます。</p> <p>(5)～(6) (省略)</p>	<p>③ 振込取引については、当行所定の当日処理受付時間内に第①号に従い依頼内容が確定した場合には、当日付で振込の手続きを行ないます。また、依頼内容の確定が所定の当日処理受付時限を過ぎた場合には、翌営業日(全銀内国為替システム稼働日)に限り、付で振込通知の発信を行ないます。その場合、到達日に引き落とした資金には付利しません。</p> <p>④ 資金移動等取引については、その依頼内容が確定した後に依頼の取消・変更はできません。ただし、入金先が利用口座以外の当行内口座の場合(ただし、ことら送金取引を除きます。)、または振込取引において当行の送金処理前である場合は、依頼の取消が可能です。なお、本サービスでは組戻手続はできません。</p> <p>(4) 資金および振込手数料の引き落とし</p> <p>① 資金移動等取引において、利用口座からの資金および振込手数料の引き落としは、払戻請求書・カード等の提出を要することなく自動引き落としできるものとします。</p> <p>② 前号における資金および振込手数料の引き落としは、振込取引の手続が翌営業日付で行われる場合においても利用者が依頼した日に行います。</p> <p>(5)～(6) (現行通り)</p>
<p>13. 金融商品仲介サービスの申込み・成立</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) マネックス証券との金融商品仲介サービスにおいては、「金融商品仲介サービス規定(マネックス証券)」に定める金融商品仲介サービスのうち、金融商品仲介口座の開設申込みの受付その他の当行所定のサービスの受付を行います。マネックス証券と利用者との間の取引については、マネックス証券所定の約款によります。金融商品仲介サービスを通じたマネックス証券と利用者との間の取引は、第8条による本人確認手続を経た後に、本サービスからマネックス証券が提供するインターネットサービスに遷移し、マネックス証券所定の方法により行われるものとします。</p>	<p>13. 金融商品仲介サービスの申込み・成立</p> <p>(1)～(2) (現行通り)</p> <p>(3) マネックス証券との金融商品仲介サービスにおいては、「金融商品仲介サービス規定(マネックス証券)」に定める金融商品仲介サービスのうち、金融商品仲介口座の開設申込みの受付その他の当行所定のサービスの受付を行います。マネックス証券と利用者との間の取引については、マネックス証券所定の約款によります。金融商品仲介サービスを通じたマネックス証券と利用者との間の取引は、第9条による本人確認手続を経た後に、本サービスからマネックス証券が提供するインターネットサービスに遷移し、マネックス証券所定の方法により行われるものとします。</p>
<p>14. 個人年金保険契約の申込・成立(個人年金保険募集サービスの利用)</p> <p>(1) 個人年金保険契約の申込方法</p> <p>個人年金保険募集サービスにおける個人年金保険契約の申込の受付は、第8条による本人確認手続を経た後に、ご希望の保険契約申込内容等をご入力・ご登録後、別途、当行または引受保険会社が定める所定の手続きを完了し、当行所定の方法により保険料の振込みを行い、当該保険料が引受保険会社の保険料口座に入金された時点で、完了したものとします。なお、保険契約申込内容をご登録いただいた日以降一定期間内に当該保険料の入金がなされない場合には、保険契約申込内容の登録は無効となります。</p> <p>(2) 保険契約の成立</p>	<p>14. 個人年金保険契約の申込・成立(個人年金保険募集サービスの利用)</p> <p>(1) 個人年金保険契約の申込方法 個人年金保険募集サービスにおける個人年金保険契約の申込の受付は、第9条による本人確認手続を経た後に、ご希望の保険契約申込内容等をご入力・ご登録後、別途、当行または引受保険会社が定める所定の手続きを完了し、当行所定の方法により保険料の振込みを行い、当該保険料が引受保険会社の保険料口座に入金された時点で、完了したものとします。なお、保険契約申込内容をご登録いただいた日以降一定期間内に当該保険料の入金がなされない場合には、保険契約申込内容の登録は無効となります。</p> <p>(2) 保険契約の成立</p>

<p>①前項(4)所定の手続により申込が完了した後、引受保険会社が当該申し込まれた保険契約の引受を承諾した時点で保険契約が成立したものといたします。かかる保険契約成立後、引受保険会社から生命保険証券等が送付されます。</p> <p>②引受保険会社が定める約款、その他の規則等(本規定において「個人年金保険契約約款等」といいます。)に定める保険契約引受不可の事由に該当する場合には、引受保険会社は前号④の引受をしません。引受をしないことにより利用者には不利益が生じたとしても、当行・引受保険会社はその責を負わないものとします。</p> <p>③利用者が、個人年金保険募集サービスを利用して行った個人年金保険契約の申込の取消または変更は、前項(4)所定の申込が完了する前に限り行うことができるものとします。</p> <p>(3)(省略)</p> <p>(4)個人年金保険募集サービスの停止</p> <p>①当行は、個人年金保険契約約款等に定める事由、通信回線、通信機器またはコンピュータシステム機器等の障害、瑕疵の発生、その他、当行の責に帰すべからざる事由により個人年金保険募集サービスを提供することができないときは、当行の裁量により個人年金保険募集サービスを停止することができるものとします。</p> <p>②前号④の場合、当行は、パワーダイレクト以外の手段を用いて個人年金保険募集サービスを利用者に対して提供する義務も負わないものとします。</p> <p>③第①号により当行が個人年金保険募集サービスを停止した場合、これにより利用者が不利益を被ったとしても、当行はその責を負わないものとします。</p> <p>(5)個人年金保険契約内容等の確認</p> <p>①利用者が個人年金保険募集サービスを利用して個人年金保険契約の締結を行った場合、その後契約内容の照会や積立金の移転等は、引受保険会社を通じて行うものとします。</p> <p>②前号①の内容、その操作方法等にご不明な点があるとき、またはこれらの情報が閲覧できないときは、引受保険会社までご連絡ください。</p>	<p>①前項所定の手続により申込が完了した後、引受保険会社が当該申し込まれた保険契約の引受を承諾した時点で保険契約が成立したものといたします。かかる保険契約成立後、引受保険会社から生命保険証券等が送付されます。</p> <p>②引受保険会社が定める約款、その他の規則等(本規定において「個人年金保険契約約款等」といいます。)に定める保険契約引受不可の事由に該当する場合には、引受保険会社は前号に定める保険契約の引受を承諾しません。引受をしないことにより利用者には不利益が生じたとしても、当行・引受保険会社はその責を負わないものとします。</p> <p>③利用者が、個人年金保険募集サービスを利用して行った個人年金保険契約の申込の取消または変更は、前項所定の申込が完了する前に限り行うことができるものとします。</p> <p>(3)(現行通り)</p> <p>(4)個人年金保険募集サービスの停止</p> <p>①当行は、個人年金保険契約約款等に定める事由、通信回線、通信機器またはコンピュータシステム機器等の障害、瑕疵の発生、その他、当行の責に帰すべからざる事由により個人年金保険募集サービスを提供することができないときは、当行の裁量により個人年金保険募集サービスを停止することができるものとします。</p> <p>②前号の場合、当行は、パワーダイレクト以外の手段を用いて個人年金保険募集サービスを利用者に対して提供する義務も負わないものとします。</p> <p>③第①号により当行が個人年金保険募集サービスを停止した場合、これにより利用者が不利益を被ったとしても、当行はその責を負わないものとします。</p> <p>(5)個人年金保険契約内容等の確認</p> <p>①利用者が個人年金保険募集サービスを利用して個人年金保険契約の締結を行った場合、その後契約内容の照会や積立金の移転等は、引受保険会社を通じて行うものとします。</p> <p>②前項第①号の内容、その操作方法等にご不明な点があるとき、またはこれらの情報が閲覧できないときは、引受保険会社までご連絡ください。</p>
<p>14の2. メッセージングサービスご利用に関してのご注意</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3)利用者は、本メッセージングサービスの利用にあたり、事由の如何を問わず、次に定める各号につき、自ら行ってはならないものとし、また、第三者に当該行為を行わせてはならないものとします。</p> <p>①当行、他の利用者もしくは第三者の権利および財産を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行うこと。</p>	<p>14. の2. メッセージングサービスご利用に関してのご注意</p> <p>(1)～(2)(現行通り)</p> <p>(3)利用者は、本メッセージングサービスの利用にあたり、事由の如何を問わず、次に定める各号につき、自ら行ってはならないものとし、また、第三者に当該行為を行わせてはならないものとします。</p> <p>①当行、他の利用者もしくは第三者の権利および財産を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行うこと。</p>

<p>②当行、他の利用者もしくは第三者を誹謗中傷する行為、またはそれらの商品・サービス等について誹謗中傷する行為を行うこと。</p> <p>③有害、わいせつ、暴力的な情報またはそれらの描写が含まれる情報等を提供すること。</p> <p>④第1条(7)に定める範囲を超えて本メッセージングサービスを利用すること</p> <p>(4)～(5)(省略)</p>	<p>②当行、他の利用者もしくは第三者を誹謗中傷する行為、またはそれらの商品・サービス等について誹謗中傷する行為を行うこと。</p> <p>③有害、わいせつ、暴力的な情報またはそれらの描写が含まれる情報等を提供すること。</p> <p>④第1条第(7)項に定める範囲を超えて本メッセージングサービスを利用すること</p> <p>(4)～(5)(現行通り)</p>
<p>15. 照会サービスおよび変更サービスの依頼・受付・成立</p> <p>(1)依頼方法 本サービスにおける照会サービスおよび変更サービスの依頼は、利用者がコンピュータ端末より入力し、第8条による本人確認手続を経た後に、当行所定の方法で照会内容または変更内容を正確に入力し当行に伝達されることで、行われるものとします。</p> <p>(2)照会サービスおよび変更サービスでは、前(4)項により依頼内容が当行に伝達されたことをもって依頼内容が確定したものとし、当行所定の方法により回答・案内をいたします。</p> <p>(3)(省略)</p>	<p>15. 照会サービスおよび変更サービスの依頼・受付・成立</p> <p>(1)依頼方法 本サービスにおける照会サービスおよび変更サービスの依頼は、利用者がコンピュータ端末より入力し、第9条による本人確認手続を経た後に、当行所定の方法で照会内容または変更内容を正確に入力し当行に伝達されることで、行われるものとします。</p> <p>(2)依頼内容の確定 照会サービスおよび変更サービスでは、前項により依頼内容が当行に伝達されたことをもって依頼内容が確定したものとし、当行所定の方法により回答・案内をいたします。</p> <p>(3)(現行通り)</p>
<p>17. 免責事項</p> <p>(1)当行は、端末を通じて当行が受信した利用者の依頼についてのみ責任を負うものとします。また、パワーフレックス取引共通規定その他の当行所定の規定に定める免責事由のほか、次に掲げる事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>①当行が相応の安全対策を講じたにもかかわらず通信機器・回線の故障および電話不通等通信手段の障害により、本サービスが遅延または不能になった場合あるいは当行が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合。</p> <p>②(新設)</p> <p>②電話回線・専用電話回線などの通信経路において盗聴がなされたことにより、利用者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合。</p> <p>③アクセスプロバイダーやオペレーティング・システム、閲覧ソフトにより、本サービスが遅延または不能になった場合あるいは当行が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合。</p> <p>④当行が相応の安全対策を講じたにもかかわらずコンピュータウィルスおよびその関連の障害が生じた場合。</p> <p>⑤利用者の故意または過失による場合など、当行の責めに帰すべからざる事由により、利用者のコンピュータ端末、利用者が受信した情報・ソフトウェア等に障害が生じた場合。</p>	<p>17. 免責事項</p> <p>(1)当行は、本サービスについて、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、保証を行うものではなく、端末を通じて当行が受信した利用者の依頼についてのみ責任を負うものとします。また、パワーフレックス取引共通規定その他の当行所定の規定に定める免責事由のほか、次に掲げる事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>①当行が相応の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器・回線の故障および電話不通等通信手段の障害により、本サービスが遅延または不能になった場合あるいは当行が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合。</p> <p>②通信事業会社等の定める契約約款または通信事業会社等のサービス提供が十分に行われなことにより、本サービスの利用が制限された場合。</p> <p>③電話回線・専用電話回線などの通信経路において盗聴がなされたことにより、利用者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合。</p> <p>④アクセスプロバイダーやオペレーティング・システム、閲覧ソフトにより、本サービスが遅延または不能になった場合あるいは当行が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合。</p> <p>⑤当行が相応の安全対策を講じたにもかかわらずコンピュータウィルスおよびその関連の障害が生じた場合。</p>

<p>⑥海外市場の休場により投信取引が遅延または不能になった場合</p> <p>⑦投資信託委託会社に対する認可の取消しその他の行政処分、手形交換所の取引停止処分、または支払の停止もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始等の法的倒産手続開始の申立てがあったことにより、投信取引が遅延または不能になった場合</p> <p>⑧証券取引所のシステム障害により投信取引が遅延または不能になった場合</p> <p>(2)(省略)</p>	<p>⑥利用者の故意または過失による場合など、当行の責めに帰すべからざる事由により、利用者のコンピュータ端末、利用者が受信した情報・ソフトウェア等に不具合、障害等が生じた場合。また、利用者が、第3条に定める動作環境および端末の設定に合致せずに本サービスを利用した場合。</p> <p>⑦海外市場の休場により投信取引が遅延または不能になった場合</p> <p>⑧投資信託委託会社に対する認可の取消しその他の行政処分、手形交換所の取引停止処分、または支払の停止もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始等の法的倒産手続開始の申立てがあったことにより、投信取引が遅延または不能になった場合</p> <p>⑨証券取引所のシステム障害により投信取引が遅延または不能になった場合</p> <p>(2)(現行通り)</p>
<p>18. 解約等</p> <p>(1)利用口座が解約された場合、本サービスも解約されたものとみなします。</p> <p>(2)利用者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行からの通知等がなくとも、当行はいつでも本サービスを停止できるものとします。</p> <p>①支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき</p> <p>②利用者の預金その他の当行に対する債権に対して仮差押通知、保全差押、または差押命令通知が發送されたとき</p> <p>③相続の開始があったとき</p> <p>④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において利用者の所在が明らかでなくなったとき</p> <p>⑤利用者が海外に勤務することとなったとき、または海外へ半年以上出国することとなったとき</p> <p>⑥その他当行が本サービスの停止を必要とする相当の事由が生じたとき</p> <p>(3)利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合において、当行が利用者にその旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、利用者がその是正を行わないときは、当行は本サービスを停止できるものとします。</p> <p>①取引方法の如何にかかわらず、当行が、短時間における連続した取引、インターバンク市場の混乱を招く取引、当行のカバー取引に影響を及ぼす取引、または過度な取引等不適切な取引であると合理的に判断した場合またはそのおそれがある場合</p> <p>②他のシステム等を利用して本サービスまたはシステム等を不正に操作し、もしくは改変等を行い取引した場合またはそのような取引があったものと当行が判断した場合</p> <p>③(新設)</p>	<p>18. 解約、サービスの制限・停止等</p> <p>(1)利用口座が解約された場合、本サービスも解約されたものとみなします。</p> <p>(2)利用者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は、本サービスの利用を制限もしくは停止することができるものとします。</p> <p>①支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき</p> <p>②利用者の預金その他の当行に対する債権に対して仮差押通知、保全差押、または差押命令通知が發送されたとき</p> <p>③相続の開始があったとき</p> <p>④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において利用者の所在が明らかでなくなったとき</p> <p>⑤利用者が海外に勤務することとなったとき、または海外へ半年以上出国することとなったとき</p> <p>⑥その他当行が本サービスの停止を必要とする相当の事由が生じたとき</p> <p>(3)利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合において、当行が利用者にその旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、利用者がその是正を行わないときは、当行は本サービスを停止できるものとします。</p> <p>①取引方法の如何にかかわらず、当行が、短時間における連続した取引、インターバンク市場の混乱を招く取引、当行のカバー取引に影響を及ぼす取引、または過度な取引等不適切な取引であると合理的に判断した場合またはそのおそれがある場合</p> <p>②他のシステム等を利用して本サービスまたはシステム等を不正に操作し、もしくは改変等を行い取引した場合またはそのような取引があったものと当行が判断した場合</p> <p>③利用者がこの規定または当行の他の規定、規則等に違反した場合</p>

<p>(4) (新設)</p>	<p>(4) 次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に事前に通知し、またはやむを得ない場合は事前に通知せずに、本サービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。これにより、利用者が本サービスを利用することができない場合でも、当行は、当行の責に帰すべき事由のない限り、一切責任を負いません。また、本サービスの全部または一部の提供を停止する場合、当行の判断によりスマホ認証端末の登録を解除することができるものとします。</p> <p>①本サービスを提供するために必要なシステム、設備の保守上または工事に必要なとき</p> <p>②本サービスを提供するために必要なシステム、設備に障害が発生したとき</p> <p>③天災・火災・騒乱などの不可抗力、利用者もしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害および電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置など、当行の責によらない事由により、本サービスの提供が遅延または不能となったとき</p> <p>④その他当行の事情により本アプリの提供が続けられないとき</p>
<p>20. 規定の準用</p> <p>(1) この規定に定めのない事項のうち、届出事項の変更、免責事由、準拠法、管轄などパワーフレックス取引共通の取扱いについては、当行の「パワーフレックス取引共通規定」により取扱います。</p> <p>(2)～(6) (省略)</p>	<p>20. 規定の準用</p> <p>(1) この規定に定めのない事項のうち、届出事項の変更、免責事由、準拠法、管轄などパワーフレックス取引共通の取扱いについては、当行の「パワーフレックス取引共通規定」により取扱います。</p> <p>(2)～(6) (現行通り)</p>

以上

<振込関連規約>

振込規定(個人用) (P.33)

改定前	改定後
<p>5. (証券類による振込)</p> <p>(1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>5. (証券類による振込)</p> <p>※ 証券類の受入れを2026年3月31日をもって終了することに伴い、2026年4月1日以降は、受取人の預金口座を開設する金融機関によらず、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</p> <p>(1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</p> <p>(2)～(5) (現行通り)</p>

以上

<個人のお客さまの個人情報のお取扱いについて>(P.36)

改定前	改定後
<p>ニッセン・クレジットサービス株式会社等との個人データの共同利用</p> <p>SBI 新生銀行は、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指して、業務提携先であるニッセン・クレジットサービス株式会社等との連携を強化し、お客さまへより付加価値の高い商品・サービスを提供するために、次のとおりお客さまの個人データの共同利用を行います。また、共同利用にあたっては、お客さまに不利益を及ぼすことがないように、しかるべき管理態勢を整備し、金融商品取引法等関連法令等による制限がある場合には、当該法令等に則って取り扱います。</p> <p>1. 共同利用する個人データの項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、電子メールアドレス、年収、勤務先、家族構成、住居状況、入会申込日、カード発行日、契約条件・種類・極度額、利用した日・内容・金額・残高等の取引情報、支払の方法・履行状況、振替口座の金融機関・番号・名義、本人確認の方法・確認書類の種類・記号番号、官報・電話帳の公開情報等、資産・収入・支出、入会申込時等の申告事項(意見・要望等を含む)、配偶者の収入、その他共同利用者間において協議の上で定めた項目(但し、信用情報、要配慮個人情報を除く。) ・当行における営業案内の結果等(契約申込の見込み、お客さまの状況、お客さまが申告した上記各情報、共同利用者が受付した当行の営業案内に関する苦情等を含む。)、その他共同利用者間において協議の上で定めた項目 <p>2. 共同利用者の範囲</p> <p>当行及びニッセン・クレジットサービス株式会社、並びに、いずれかの親会社、子会社、関連会社、その他の関係会社、または当該親会社若しくは当該その他の関係会社の子会社のうち、当行とカードローン事業または金融商品の販売事業に関し業務提携契約を締結した会社</p> <p>現在、提携する企業一覧(なお、一覧は随時更新されます。):</p> <p>株式会社 SBI 新生銀行</p> <p>ニッセン・クレジットサービス株式会社</p> <p>3. 利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SBI 新生銀行グループが提供する商品・サービス等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、並びに SBI 新生銀行グループと共同利用者との事業提携に関する市場調査及び新商品・サービス等の開発・研究のため。また、実施に際して、共同利用される個人データを分析して、営業案内の効率化、お客さまに提示する契約可能額の算出(事前与信)及びその精度の向上を図るため。 	<p>(削除)</p>

・共同利用者における契約管理(与信判断、会計、契約、継続、顧客への通知及び支払いを含む。)、契約の履行、付帯サービス提供(会員向け各種ポイントサービス、キャンペーン等プレゼント商品のお届け、アフターサービス等)、事業活動における市場調査、新商品・サービス等の開発・研究のため。

4. 個人データの管理について責任を有する者の名称

株式会社 SBI 新生銀行 <https://www.sbishinseibank.co.jp>

5. その他

共同利用の方法:個人データの共同利用の方法は、データ送信、CD-ROM 等の媒体の使用等の方法により運用させていただきます。

共同利用の停止:ご自身の個人データについて、各種商品・サービスのご提案、ご案内目的での共同利用の停止を希望される場合、その他ニッセン・クレジットサービス株式会社等との共同利用に関する当行へのお問合せは次のお問合せ窓口までお申し出ください。

SBI 新生銀行 コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当)0120-456-240

以上

以上

以上